

令和元年度第7回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和元年10月7日(月)午後1時24分から午後2時26分

2. 開催場所 三次市役所 6階 603号室

3. 出席委員(19人)

1番 有重 貢	2番 池本 秀雄	3番 上田 憲昭	4番 大前 万寿美
5番 近藤 幸恵	6番 田村 弘文	7番 寺重 茂晴	8番 西田 峯雄
9番 橋本 正二	10番 橋本 洋資	11番 林 敏明	12番 平尾 敏之
13番 平田 真一	14番 廣瀬 勝秀	15番 福田 博之	16番 藤川 範雄
17番 箕田 英紀	18番 向井 泰治	19番 桃田 義文	

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

報告第27号 利用権の終了(農用地利用集積計画)

報告第28号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)

報告第29号 非農地証明願承認

議案第33号 農地法第3条

議案第34号 農地法第4条第1項

議案第35号 農地法第5条第1項

議案第36号 農用地利用集積計画

議案第37号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見

議案第38号 令和元年度農作業労賃等標準額の一部改正

議案第39号 令和2年度三次市農地等利用最適化推進施策に関する意見書(案)

6. 農業委員会事務局職員

中廣事務局長 上岡係長 長谷川主任

7. 会議の概要

局長 只今から、令和元年度第7回三次市農業委員会総会を開会いたします。まず、橋本会長から開会のごあいさつをお願いいたします。

(橋本会長あいさつ)

局長 それでは会議に入ります。これからは、三次市農業委員会総会会議規則第5条の規定により会長が総会の進行を行います。

議長 それでは規定により、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席委員数をご報告いたします。只今の出席委員は19人です。よって、総会は成立いたします。

本日の議事録署名者に、寺重委員、西田委員の両名を指名いたします。よろしくお願いたします。

それでは、令和元年度第7回三次市農業委員会総会を開会します。

議 長 本日の日程について、事務局から説明を求めます。

局 長 失礼いたします。それでは、本日の議事日程についてご説明いたします。

報告案件が、報告第 27 号から報告第 29 号までの 4 件です。

議案が、議案第 33 号から議案第 39 号までの 7 議案です。慎重にご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 議事日程に従い、報告第 27 号から報告第 29 号について事務局から順次説明を求めます。

局 長 報告第 27 号「利用権の終了（農用地利用集積計画）」について 1 件ご報告いたします。

内容は、9 月 10 日までに、利用権設定の解約の申出があったものです。詳細については、議案書の 1 ページに掲載していますので、ご一読ください。

報告第 28 号「農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）」について 5 件ご報告いたします。

内容は、9 月 10 日までに、相続等による所有権移転の届出があったものです。詳細については、議案書の 2 ページから 4 ページに掲載していますので、ご一読ください。

報告第 29 号「非農地証明願承認」について 1 件ご報告いたします。

申請番号 15 土地の所在が、畠敷町_____，現況地目は、宅地で、面積が 343 m²，申請人が、畠敷町_____，●●●●さん，非農地となった理由は、昭和 40 年に申請地へ居宅を増築，同時期に築山，駐車場，進入路を整備，宅地化し現在に至っています。報告については以上です。

議 長 報告第 27 号から第 29 号を報告いたしました。

報告 3 件について、質問があればどうぞ。

(質疑なし)

議 長 議案第 33 号「農地法第 3 条」について事務局から、順次説明を求めます。

局 長 議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について 3 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 54 土地の所在が、秋町_____，地目は田で、面積が 923 m²，譲渡人が、広島市南区大須賀町_____，●●●●さんと、山県郡北広島町大朝_____，●●●●●●さんで、持分がそれぞれ 2 分の 1，譲受人が、秋町_____，●●●●さん，経営状況は、譲受人 11,795 m²，申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

8 番 譲渡人は姉妹です。実家は空き家となっており、農地の維持管理ができないため、現在耕作してもらっている譲受人に譲渡を申し入れ、双方が合意し今回の申請となりました。農業機械の保有状況、農業への意欲共に問題ありません。周辺農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 54 を決めます。
次に申請番号 55 の説明を求めます。

局 長 申請番号 55 土地の所在が、布野町下布野_____, ほか 1 筆, 地目はすべて畑で、面積の合計が 957 m², 譲渡人が、安芸郡府中町浜田_____, ●●●●さん, 譲受人が、布野町下布野_____, ●●●●さん, 経営状況は、譲受人 8,843 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

4 番 譲渡人は遠方に住まわれており、地元に戻られる予定がありません。近所に住まわれている譲受人に譲渡を申し入れ、話がまとまりました。譲受人の機械の保有状況、周辺農地の状況からも問題ありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 55 を決めます。
次に申請番号 56 の説明を求めます。

申請番号 56 土地の所在が、甲奴町本郷_____, ほか 5 筆, 地目は、田が 2 筆で、3,051 m², 畑が 4 筆で、703 m², 面積の合計が 3.754 m², 譲渡人が、東京都練馬区貫井_____, ●●●●さん, 譲受人が、甲奴町本郷_____, ●●●●さん, 譲受人は新規営農, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

6 番 譲受人は I ターンで平成 29 年に譲渡人の住宅を購入されてきました。それに付随する農地を今回購入されるもので、営農に向けた準備をされてきました。問題ないものと思われれます。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数，異議なしと決めます。

議案第 33 号「農地法第 3 条」については，申請番号 54 から申請番号 56 までを異議なしと決めます。

議案第 34 号「農地法第 4 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

局 長 議案第 34 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請」について 2 件，ご説明申し上げますので，ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 41 土地の所在が，向江田町_____，地目は田で，面積が 789 m²，申請人が，和知町_____，●●●●さん，申請内容は，一時転用による農地改良です。

申請地は，農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから，第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

11 番 申請地はフケ田で，3 年かけて農地改良して畑として活用されます。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め，申請番号 41 を決めます。

次に申請番号 42 の説明を求めます。

局 長 申請番号 42 土地の所在が，南畑敷町_____，地目は田で，面積が 566 m²，申請人が，広島市西区上天満町_____，●●●●さん，申請内容は，一時転用による農地改良です。

申請地は，都市計画法の用途地域内にあることから，第 3 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 申請地は，隣地が駐車場，作業場に転用されるにあたり，くぼ地となるため，嵩上げを行うものです。一次転用後は農地として活用されます。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数，異議なしと決めます。

議案第 34 号「農地法第 4 条第 1 項」については、申請番号 41 及び申請番号 42 を異議なしと決めます。

議案第 35 号「農地法第 5 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

局長 議案第 35 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」について 2 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 58 について、申請者から、申請内容の一部を変更したい旨、申出がありましたので、議案書の訂正をお願いします。右から 3 列目に、上から、形態、用途、施設、施設面積を記載しています。その内、施設の欄が、「駐車場 4 区画、庭敷」となっていますが、「駐車場 4 区画」が「家庭菜園」に変更になります。これにより、施設の欄は、「家庭菜園、庭敷」となります。なお、申請事由は、「宅地拡張」で変更ありません。

申請番号 58 土地の所在が、廻神町_____，地目は田で、面積が 346 m²，譲渡人が、広島市安芸区矢野南_____，●●●●さん，譲受人が、廻神町_____，●●●●さん，申請内容は、宅地拡張です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

15 番 譲渡人の親が庭敷として無断転用していた案件で、宅地を購入された譲受人が、庭敷と家庭菜園として活用されるものです。他の農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 58 を決めます。
次に申請番号 51 の説明を求めます。

局長 申請番号 51 は、譲受人の過去の転用実績において、一部許可内容と異なる建造物が設置されている疑いがあったため、前回の総会において保留とした案件です。その後、許可内容どおりに修正することが確認されたため審議しようとするものです。

申請番号 51 土地の所在が、畠敷町_____，地目は田で、面積が 1,500 m²，譲渡人が、畠敷町_____，●●●●さん，譲受人が、畠敷町_____，株式会社 ●●●●，申請内容は、資材置場の整備です。

申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 以前に許可した用地だけでは、足場材料等の置場として狭いため、新たに用地を取得して資材置場として活用されるものです。他の農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数，異議なしと決めます。

議案第 35 号「農地法第 5 条第 1 項」については，申請番号 58 及び申請番号 51 を異議なしと決めます。

議案第 36 号「農用地利用集積計画」について事務局から説明を求めます。

局 長 議案第 36 号「農用地利用集積計画」について，ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により，農用地利用集積計画を策定したいので，ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議案書 11 ページの農用地利用集積計画集計表をご覧ください。

件名の欄が，合計欄を除き，上下 2 段になっていますが，農地中間管理権の取得にともなうものの集計が下の欄，それ以外のものの集計が上の欄です。貸借権設定について，農地中間管理権の取得に関係しないものが，1 件で 3,176 m²，農地中間管理権の取得にともなうものが，2 件で 11,265 m²，合計が，3 件で 14,441 m²です。

各申請については議案書の 9 ページ及び 10 ページに掲載しておりますのでご一読をお願いします。以上です。

議 長 質疑はありませんか。

（質疑なし）

議 長 それでは，議案第 36 号「農用地利用集積計画」について，異議ございませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数，異議なしと認めます。

議案第 36 号「農用地利用集積計画」について，承認することに決めます。

議案第 37 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について事務局から説明を求めます。

局 長 議案第 37 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について，ご説明申し上げますので，ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

本件は，農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき，農地中間管理機構を介して行われる農用地利用配分計画について意見を求められたもので，14 ページの照会に対して，18 ページのとおり，適当と認める旨回答しようとするものです。

配分計画の内訳につきましては，三若地区で作成された，人・農地プランに基づいてプランの担い手である，有限会社●●●●に農地 5 筆，11,265 m²を転貸するものです。説明は以上です。

議 長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 それでは、議案第 37 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、異議ございませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 賛成多数、異議なしと認めます。
議案第 37 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、承認することに決めます。
議案第 38 号「令和元年度農作業労賃等標準額の一部改正」について事務局から説明を求めます。

事務局 議案第 38 号「令和元年度 農作業労賃等標準額の一部改正」について、ご説明しますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。
本件は、現在、1 時間当たり 844 円となっている軽作業雇用労賃の標準額を、広島県最低賃金の改正に伴い、改正後最低賃金の 871 円に引き上げようとするものです。
以上です。

議長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 それでは、議案第 38 号「令和元年度農作業労賃等標準額の一部改正」について、異議ございませんか。挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 議案第 38 号「令和元年度農作業労賃等標準額の一部改正」は異議なしと認め、承認いたします。
議案第 39 号「令和 2 年度三次市農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）」について事務局から説明を求めます。

局長 議案第 39 号「令和 2 年度三次市農地等利用最適化推進施策に関する意見書(案)」についてご説明しますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。
本件は、「農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項」の規定に基づき、三次市長に対し、「農地等利用最適化推進施策の改善」について、意見を提出しようとするものです。
意見書の概要については、上岡係長からご説明します。

係長 農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年度三次市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、ご説明申し上げます。
本年、5 月 7 日、7 月 5 日、8 月 5 日、9 月 5 日の 4 回の意見書委員会を開催し、意見書委員会の皆さんには忙しい中、意見の取りまとめをしていただきました。
令和 2 年度農地等利用最適化推進施策の中では、1 担い手の育成・支援について、

就農者の負担の軽減策として、(1) 農機具の貸出制度、(2) 認定農業者の大型機械購入補助制度、(3) 担い手等が市外から農業就労者を雇用する際の住居の確保などについて支援をお願いするものとなっています。

また、新たに4 荒廃農地・遊休農地に係る施策について、利用状況調査を炎天下の中で調査いただいている委員の皆さんのことを考慮しながら、効率化を図るためドローンの導入検討をいただくこととしています。

またその他では、栽培技術改善の普及指導に加え、多品目栽培など高付加価値化への視点も加えた新たな農産物の促進により、農家の所得向上を図ることで、農地の維持保全に努めていただきたいとの意見を取りまとめています。

ご審議のうえご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 質疑はありませんか。

16 番 意見を取りまとめていただいた委員の皆さんに敬意を表したうえで、意見を述べさせていただきます。

1 担い手の育成・支援について(1) の就農者を新規就農者と明記してはいかがでしょうか。また、貸出制度とありますが、受ける方と農機具を用意する方で難しいことがでてきますので、購入補助制度にしてはいかがでしょうか。(2) 大型農機購入補助制度を導入補助制度にしてはいかがでしょうか。

また、2 認定農業者以外の農業後継者への支援についてで、小規模農家とありますが、小規模出荷農家としたほうが、明確になるのではないのでしょうか。

3 有害鳥獣対策についてで、狩猟者が年々人数も減りとありますが、農政課に聞いたら一昨年の状況では増えていると聞きましたが実際はいかがでしょうか。

4 の(2) 臨時職員の配置の予算確保を要望に変えたらいかがでしょうか。

5 の(4) について、補助要綱の変更ではなく改正が正しいのではないのでしょうか。

特に、回答を求めるものではありませんが、意見を申し述べさせていただきました。

係長 時間的に再度、委員の皆さんに提示することは難しいと思いますが、委員述べられた意見を精査して、意見書に反映させていただければと思います。

議長 意見書の最終的な表記については会長に一任いただいてよろしいでしょうか。

16 番 (了承)

議長 それでは、議案第 39 号「令和 2 年度三次市農地等利用最適化推進施策に関する意見書(案)」について、異議ございませんか。挙手をお願いします。

全委員(全員挙手)

議長 議案第 39 号「令和 2 年度三次市農地等利用最適化推進施策に関する意見書(案)」は異議なしと認め、承認いたします。

以上で、本日の議案審議の全てが終了いたしました。

事務局から一般報告や協議事項等があればどうぞ。

委員の皆様から何かございますか。

以上で、本日の総会の全てを終了いたします。

局長 次回は、11月5日（火）午後1時30分から、三次市役所6階603会議室で総会を開催する予定です。

以上で令和元年度第7回農業委員会総会を終了します。